

西部処理区運営事業 実施契約書（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	2	第1	第6条	1		責任の分担	実施方針案に関する質問等のNo.124にて、貴市より「施設で双方に帰責性（責任）のない、想定外の損失が「業務外」で生じた場合（中略）、事象により双方協議の上、決定する」との回答を頂きました。施設に係る損失（第三者の故意又は過失等の不可抗力によるものを除く）について、①双方に帰責性の無い場合、また②双方の帰責性が不明な場合、さらに③業務外で生じた損失か業務に伴い発生する損失か判別することが難しい場合ついて、事業開始時の「事前協議」によって、具体的な事象と対象物を限定列挙のうえで、特に貴市が全額負担となる場合について確認させて頂くことは可能でしょうか。	想定外の損失であり、具体的な事象と対象物を限定列挙のうえで「事前協議」は可能です。
2	2	第1	第6条	1		責任の分担	「運営権者は、本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする」とありますが、既存調査（資料D-14）以外でアスベストの含有が確認された場合は、別段の規定に当てはまるか、ご教示お願いします。	別段の規定に定めてはおりませんが、開示資料で確認できないものについては、市が必要な処置を講ずる等、協議とします。
3	2	第1	第7条	1	(4)	運営権者による表明および保障	「運営権者は（中略）、拘束力ある義務であり、運営権者に対して強制執行可能であること」とありますが、後半部分の主語は運営権者ではないのではありませんでしょうか。ご確認お願いします。	本号後段は運営権者の義務に関する規定であり、原案とおりとします。
4	2	第1	第7条	1	(7)	SPCの事業目的	「運営権者の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。」とありますが、事前の貴市の承諾を前提にSPCが本事業以外の業務を受託することは可能であるという理解でよろしいでしょうか。なお、公共施設等運営権実施契約書（案）第32条（兼業禁止）には「あらかじめ貴市の承諾を得た場合はこの限りではない」と記載されています。上記の理解が正しい場合は(7)の削除をご検討いただきたくお願いします。 事業期間が長いため、PPP/PFIアクションプランにある「広域型・分野横断型ウォーターPPP」が期中に発展していく可能性が高いと考えます。令和26年4月以降の玉川ポンプ場については追加で事業範囲に含める可能性について記載がありますが、その他に貴市の東部処理区または近隣事業体等に関連する業務をSPCが将来的に受託する可能性が想定されます。実施契約においてSPCが本事業以外の業務を受託できる余地を残す建付けとしていただきたくご検討をお願いいたします。	修正します。
5	4	第3	第11条			サービス対価の支払い	別紙2とあり、対価の比率は、毎年度市が運営権者に対して指定する比率を採用するとあります。また提案書類の別途様式2には雨天処理に要する費用の比率が10.4%、不明水処理に要する費用の比率が11.6%、高度処理に要する費用の比率が5.0%とあり、提案時には別途様式2の比率を用いて算出した金額を記載し、実際には年度ごとで見直しを行うということでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
6	4	第3	第12条	2		サービス対価の改定	第二項に、「市は、約款Bの履行期間が満了するまでに、原則として約款Bと業務内容を同じくし、約款Bの履行期間の満了日の翌日を始期とし、提案書類に基づくサービス対価を対価とする契約を運営権者と締結するものとする。」とあります。約款Bには履行期間の記載がなく、現状では履行期間は記載されていません。履行期間は30年ではなく、30年を上限として、任意の一定期間（例えば5年）繰り返し随意契約するとの理解でよろしいでしょうか。また、履行期間は別途市と運営権者との協議により定められるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	要求水準書第9_1（2）に規定のとおり、5年毎に契約内容の見直し、更新を予定しています。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
7	4	第3	第12条	2		サービス対価の改定	約款Bの履行期間として、何年間を想定されているのでしょうか。別紙3のサービス対価の改定方法を見る限り、包括的民間委託の契約期間は30年が前提になっており、約款Bが30年より短い期間を想定していないように思われるため、伺う次第です。	No. 6の回答を参照ください。
8	4	第3	第12条	2		サービス対価の改定	約款Bの契約が締結されない事由として、「重大な契約違反又は不履行若しくは要求水準の未達」とありますが、具体的な基準をお示しください。実施契約の解除事由よりも重い違反の場合を想定されているのでしょうか。	募集要項等に規定する内容です。 なお、実施契約の解除事由よりも重い違反の場合を想定したものではありません。
9	4	第3	第13条			プロフィットシェアリング	別紙4とあり、縮減額などを図示化していただけてます。この縮減額は効果的な手法、新技術導入などに係る経費を除いた額という理解でよろしいでしょうか。例えば100の電気代が縮減できて50の経費が掛かった場合、残りの50がこの図での縮減額となり、市と運営権者でわけあう考えです。	ご理解のとおりです。
10	4	第3	第13条			プロフィットシェアリング	別紙4「プロフィットシェアリングの考え方」において、包括的民間委託の場合、契約後に新たな提案で費用を縮減しても、縮減額の50%は市に帰属するとされています。これは、運営者の利益を制限し、新たな提案へのインセンティブを低下させる可能性があると考えますが、貴市のご見解をお聞かせください。	原則50%とします。
11	4	第3	第13条			プロフィットシェアリング	プロフィットシェアリングの適用条件として、「契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により提案書類に基づく費用が縮減」とありますが、運営権者側の経営努力により削減できた費用が全てプロフィットシェアの対象になるのは不合理ですので、この適用条件は提案時に想定できなかった手法、新技術導入が新たに取り入れられた場合に限り適用される趣旨であることをご確認ください。	提案時に想定できなかった手法、新技術導入が新たに取り入れられた場合に限り適用します。
12	5	第4	第15条		(10)	暴力団排除措置による解除	「第35条に規定する」と規定していますが、「第35条」は誤りで「第34条」が正しいと考えますがいかがでしょうか。	誤記です。修正します。
13	6	第4	第17条	1		その他の契約違反による解除	4行目に「第32条各項」とありますが、第32条に各項はありません。誤記ではないでしょうか。	誤記です。修正します。
14	6	第4	第17条	1		その他の契約違反による解除	「第32条各項」とあるのは、「第32条」の誤記でしょうか。ご確認ください。	No. 13の回答を参照ください。
15	7	第4	第17条	3		その他の契約違反による解除	第12条第3項は、運営権者に不履行等がない状況ですので、協議が纏まらなかった場合に、条件を一方的に指定されて契約を義務付けられるのは不合理です。あくまで当事者間の合意によって契約を締結することとしてください。	原案の通りとします。ただし、No. 16の質問より、第12条4項に修正します。
16	7	第4	第17条	3		その他の契約違反による解除	第3項は、第12条第3項に係る条項であり、第12条に第4項として、同第3項の追記として記載したほうが、理解しやすいと思料しますので、ご確認ください。	No. 15の回答を参照ください。
17	7	第5	第20条	1		著作権の利用等	「その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする」との記載がありますが、成果物とは言え内容によっては事業終了後の事業者変更後も永続的に無償で利用権を付与することが難しい場合も考えられますので、事業終了後の取り扱いについては協議によるものとして頂ければと希望しますがいかがでしょうか。	成果物の利用の権利及び権限は、本契約終了後も存続するものとしませんが、事業終了後の取り扱いについて協議に応じます。
18	7	第5	第20条	1		著作権の利用等	「その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする」とありますが、本契約終了後の権利および権限については、貴市との事前協議の機会を設定頂くことは可能でしょうか。	No.17の回答参照

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
19	7	第5	第20条	2		著作権の利用等	成果物には優先交渉権者及び運営権者にとってのノウハウや営業秘密を含みますので、市の指定する第三者に対して成果物を利用させる場合には、開示する成果物の範囲や開示方法等については、予め運営権者と協議し、合意した範囲、方法によることをご確認ください。	No.17の回答参照
20	9	第5	第24条	2		新技術の導入	「ただし、市が有償とすることを認めた場合はこの限りでない。」と記載されておりますが、運営権者が知的財産権を有する技術を本契約終了後に市及び市が指定するものが利用するにあたって、運営権者が技術導入の提案時点で有償使用する旨を条件とする必要が有るとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、本契約終了前のいずれかの時点で市と運営権者が各技術ごとに取り扱いを協議する建付けでしょうか。	技術導入の提案時点で有償使用する旨を条件として協議願います。
21	9	第5	第24条	2		新技術の導入	本条項ただし書きにおいて、「…市が有償とすることを認めた場合はこの限りでない。」とされていることから、運営権者が義務事業又は附帯事業に導入した知的財産権対象技術を、本契約終了後に市及び市の指定する者に対して有償で利用許諾するケースも想定されているものと理解しました。どのような場合であれば、有償とすることを認めていただけるのかの想定をお教えいただけますでしょうか。	使用し続けることにより、明確な効果が認められるものを対象として想定しています。
22	9	第5	第24条	2, 3		新技術の導入	知的財産権対象技術の利用ですが、実施契約終了後も無限定に無償で使用許諾することは、あまりにも厳しい条件であり、技術導入を委縮させることとなります。通常の商取引として認められる合理的な対価支払を含め、一般的な取引条件での使用を原則とすることをご確認ください。	義務事業又は附帯事業に導入する場合として、市の資産となることを想定しております。また、義務事業又は附帯事業に導入する場合、事業に継続するために必要な技術と想定しております。これより、原案の通りとします。
23	9	第5	第24条	2, 3		新技術の導入	知的財産権対象技術の利用を市及び市が指定する者に対し許諾する場合、通常の商取引として認められる契約を締結し、許諾の条件を合意していただけることをご確認ください。何の制約、合意もなく許諾することは民間企業の知的財産権の管理として応諾困難です。	No. 22の回答を参照ください。
24	9	第5	第24条	2, 3		新技術の導入	知的財産権対象技術の利用ですが、実施契約終了後も無限定に無償で使用許諾することは、あまりにも厳しい条件です。通常の商取引として認められる合理的な対価支払を含め、一般的な取引条件での使用を原則とすることをご確認ください。	No. 22の回答を参照ください。
25	9	第5	第24条	2, 3		新技術の導入	知的財産権対象技術の利用を市及び市が指定する者に対し許諾する場合、通常の商取引として認められる契約を締結し、許諾の条件を合意していただけることをご確認ください。何の制約、合意もなく許諾することは民間企業の知的財産権の管理として応諾致しかねます。	No. 22の回答を参照ください。
26	9	第5	第24条	3		新技術の導入	「当該導入技術の利用を無償（ただし、市が別途認める場合は有償）かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りるものとする。」と記載されております。運営権者が技術導入の提案時点で有償使用する旨を条件とする必要が有るとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、本契約終了前のいずれかの時点で市と運営権者が各技術ごとに取り扱いを協議する建付けでしょうか。	技術導入の時点で有償使用する旨を条件として協議願います。
27	9	第5	第24条	3		新技術の導入	知的財産権対象技術の利用ですが、実施契約終了後も無限定に無償で使用許諾することは、あまりにも厳しい条件であり、技術導入を委縮させることとなります。通常の商取引として認められる合理的な対価支払を含め、一般的な取引条件での使用を原則とすることをご確認ください。	義務事業又は附帯事業に導入する場合として、市の資産となることを想定しております。また、義務事業又は附帯事業に導入する場合、事業に継続するために必要な技術と想定しております。これより、原案の通りとします。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
28	9	第5	第24条	3		新技術の導入	知的財産権対象技術の利用を市及び市が指定する者に対し許諾する場合、通常の商取引として認められる契約を締結し、許諾の条件を合意していただけることをご確認ください。何の制約、合意もなく許諾することは民間企業の知的財産権の管理として応諾困難です。	No. 27の回答を参照ください。
29	9	第5	第24条	3		新技術の導入	義務事業又は附帯事業に導入された技術等の知的財産権については、実施契約終了後、市又は市の指定する者による運営権設定対象施設の運営のための利用について、無償かつ無期限で許諾することとされていますが、このような条件だと、業務を担当するSPCの構成員が、新技術を導入することについて躊躇する可能性がありますので、当該知的財産権の利用については契約終了時に市とSPCの協議によって決めることとしていただけませんか。	No. 27の回答を参照ください。
30	9	第6	第25条	2		協議会の設置	「（前略）、市と運営権者が合意する学識経験者3名、（後略）。」とありますが、協議会の構成員のうち3名の学識経験者は、本案件の評価委員の中から選定される想定でしょうか。	現時点では、未定です。
31	9	第6	第25条	2		協議会の設置	「（前略）、市と運営権者が合意する学識経験者3名、（後略）。」とありますが、協議会の構成員は、運営権者が提案することは可能でしょうか。	市と事業者の合意の上で可能です。
32	11	第6	第32条			兼業禁止	「運営権者は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。」との記載がありますが、市の承諾があり、かつSPCの定款を変更するならば、例えば、将来的にSPCが東部処理区の維持管理業務等を受託するような兼業も可能という理解でよろしいでしょうか。	東部処理区の維持管理業務については未定です
33	12	第6章	第35条			補助参加	本事業期間終了後に運営権が市へ返還されることおよび、補助参加の制度趣旨（係属中の訴訟において判決内容により、訴訟外の第三者が不利益を受けるおそれがある場合に、自己に不利益な判決が出ないよう、当該第三者が訴訟に参加し主張立証できる）を鑑み、貴市に一定の利点が見込まれる場合、運営権者の民事訴訟に補助参加を検討頂くことは可能でしょうか。	協議により、対応方法を検討します。
34	15	別紙1	(48)			不可抗力		質問内容が空欄のため回答できません。
35	18	別紙2	(1)	ア		備考	「使用料対象水量」とは具体的には有収水量のことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	18	別紙2	(1)	ア		対価の内容	表の備考欄に記載のある「市が指定する費目内訳表（人件費、薬品費、動力費等）を開示いただけますでしょうか。	事業開始後の運用となるため、基本協定締結後別途開示します。 なお、原則別添様式2の記載すべき費用が対象となります。
37	18	別紙2	(1)	ア		公共施設等運営事業におけるサービス対価	表中に記載のある「汚水・雨水比率」「不明水比率」「高度処理比率」については、提案段階においては別添様式2に予め記載された比率（固定）を用いて提案を行い、事業開始以降は表中に記載された計算によって算出された比率を用いるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	18	別紙2	(1)	イ	③	その他	「運営権者は、本対価の算定にあたっては、運営権者が要した費用に対して市が指定する費用内訳表に経費分類させ」とありますが、ここでの「運営権者が要した費用」とは募集要項10、11頁第2_(8)に記載された費用を指すとの理解でよろしいでしょうか。	全てが対象とはなりません。原則として、別添様式2に記載すべき費用が対象となります。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
39	18	別紙 2	(1)	イ	③	その他	「運営権者は、本対価の算定にあたっては、運営権者が要した費用に対して市が指定する費用内訳表に経費分類させ」とありますが、ここでの「費用内訳表」とは募集要項13頁第2_(10)オ「表3 利用料金の構成」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	原則別添様式2の記載すべき費用が対象となります。
40	18	別紙 2	(1)	イ	③	その他	本対価の算定にあたっては、「運営権者が要した費用に対して」とありますが、募集要項P13 第2 (10) オ に基づいて市と運営権者で定めた利用料金の構成に基づいた対象費目額に基づいて算出する理解でよろしいでしょうか。	No. 39の回答を参照ください。
41	18	別紙 2	(1)	ア		対価の内容	備考欄に算出方法が記載されていますが、過去の処理水量データから具体的な計算例を示していただけないでしょうか。	令和5年度西部浄化センターの実績数値を整理し計算例としました。 ③晴天時流入汚水汚水量の平均値 20000m3/日 ①5800000m3/年÷②220日/年≒26000m3/日 26000m3/日－③20000m3/日＝6000m3/日 6000m3/日×②220日/年＝1320000m3/年
42	18	別紙 2	(1)	ア		対価の内容	備考欄の5項目目にある高度処理比率が何に基づきどのような考えで設定されているのか解説をお願いします。	高度処理導入によって、増加する維持管理費の増加率を12.5%と見込んでおります。
43	18	別紙 2	(1)	ア		対価の内容	表中の備考欄で「市が指定する費用内訳表（人件費、薬品費、動力費等）で費用を算出する」とございますが、本公募の提案にあたり使用する費用内訳項目についてご教示ください。	別添様式2を参照ください。
44	18	別紙 2	(1)	ア		対価の内容	表中の備考欄で「対価の比率は、毎年度市が運営権者に対して指定する比率を採用する」とございますが、本公募の提案にあたり使用する比率についてご教示ください。	No. 37の回答を参照ください。
45	19	別紙 2	(1)	ア		対価の内容	表中の備考欄で「市が指定する費用内訳表（人件費等）で費用を算出する」とございますが、本公募の提案にあたっては、Excel様式1-1a、1-1bに記載されている費目を費目内訳とすればよろしいでしょうか？	本公募の提案にあたっては、別添様式2を参照ください。
46	18	別紙 2	(1)	ア		雨水年間処理量の説明（脚注2）	脚注2に「晴天時流入汚水量の平均値以上となった日（②）」とありますが、「晴天時流入汚水量の平均値以上となった日数（②）」とした方がより明確かと思えます。	修正します。
47	18	別紙 2	(1)	ア		雨水年間処理量の説明（脚注2）	脚注2に「晴天時流量」という言葉が出てきますが、これは「晴天時流入汚水量」とは別に定義されるものでしょうか。その場合定義をご教示ください。	同様の定義です。晴天時流量を晴天時流入汚水量に修正します。
48	18	別紙 2	(1)	ア		雨水年間処理量の説明（脚注2）	脚注2に記載されている定義は、以下と同じと考えて良いですか。異なる場合は相違点をご教示ください。 ” 晴天時流入汚水量の平均値以上となった日の平均値からの超過量を年間にわたって合計したもの”	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
49	20	別紙3	(1)	イ		サービス対価の改定	包括的民間委託のサービス対価の改定が5年毎のみとなっており、物価等が著しく変化した場合の改定ルールがありません。公共施設等運営権実施契約書の別紙10と同様の臨時の補正ルールを設定いただきたくお願いいたします。事業期間が長いため、現時点では想定できない著しい物価変動が発生することを懸念しています。何卒ご検討をお願いします。	原案のとおりとします。
50	20	別紙3	(1)	ウ		使用する指標(表)	表中の「参照される物価指数」欄に「本別紙6」の記載がありますが、本別紙6が付いていないようです。ご開示頂けますでしょうか。	別紙3（1）の誤記です。修正します。
51	20	別紙3	(1)	ウ		使用する指標(表)	「保守点検費」及び「その他営業経費」の参照される物価指数について、「日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下本別紙6（4）において「物価指標④」という。）」と記載がありますが、「物価指標③」が正でしょうか。	物価指標③の誤記です。修正します。
52	20	別紙3	(1)	エ		令和N年度以降の改定方法	「運営権者が提案書類において提示した改定前5ヶ年の以下に示す物価変動費」とは、提案書類のどの記載を想定されているのでしょうか。	提案書類では、様式集及び記載要領の「別添様式1-1a、1-1b」の包括的民間委託に記載された費用です。 なお、対象は、別紙3（1）ウに示している指標であり、公租公課、事業報酬は対象外となります。
53	22	別紙4	(2)			プロフィットシェアリングの適用条件	「本事業におけるプロフィットシェアリングは、毎事業年度、以下の条件を満たした場合に適用するものとする」とありますが、条件を満たした当該年度だけではなく、その翌年度以降も縮減額の50%が運営権者に帰属する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	22	別紙4	(2)	ア		プロフィットシェアリングの適用条件	「縮減額の50%が運営権者に帰属するもの」とございます。50%とした理由をご教示ください。例えば運営権者が自らの費用・責任において設備を導入し費用が縮減された場合においては、貴市の費用負担がないため、運営権者に高いシェア割合（例：90%）を設定すべきと考えております。	原則50%とします。ただし、提案内容によっては割合の変更について協議します。
55	22	別紙4	(2)	ア		プロフィットシェアリングの適用条件	「要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により提案書類に基づく費用が縮減された場合には、縮減額の50%が運営権者に帰属するものとして、サービス対価を調整する。」とありますが、縮減額の根拠提示方法については、別途協議させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	22	別紙4	(2)	ア		プロフィットシェアリングの適用条件	費用縮減効果を期待して運営権者が契約後に新たな提案を行い貴市が承諾した場合、実際にプロフィットシェアリングが適用されるのは費用が縮減された場合であり、結果として想定していた費用縮減が実現されなかった場合には、プロフィットシェアリングは適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。